

# みやぎの 生衛だより

# 74

2020. 1

公益財団法人  
宮城県生活衛生営業指導センター  
仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ107号  
TEL 022 (343) 8763 FAX 022 (343) 8764  
URL <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>  
E-mail [miyagicenter@seiei.or.jp](mailto:miyagicenter@seiei.or.jp)



松島の日の出

## 新年のご挨拶



公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤 勘三郎

令和二年の新春を迎えるにあたり、謹んで寿ぎのご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては恙なく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、常日頃、当指導センター事業に格別なるご高配を頂戴し、厚く御礼を申し上げます。

昨年は東日本大震災から九年目を迎え、復旧・復興の完成期に位置付けられるなど、被害が大きかった沿岸部の震災復興が着実に加速している反面、いまだに大震災の影響を引きずりながら歩んでいる生衛業の方々も多くみられます。

特に沿岸部の宿泊施設は復興需要が一段落、新たな観光客との差し替えもスムーズに進まない等の問題も新たに発生しております。

また、昨年十月に発生した台風十九号の豪雨災害では、新たに多くの施設が浸水や土砂崩れ等の多大なる被害を受けております。ホテル旅館業界を見ますと、台風による直接被害もさることながら、予約キャンセル等による間接被害が県全体で十億円を超える規模に達しております。

そうした中において、東日本大震災からの復興を目的に震災発生から十年間限定で設置された復興庁が引き続き被災地の復興支援を行うことが確定するなど、わずかながら明るい話題もありました。

当指導センターとしても、政策金融公庫等と情報を共有しながら、被災された方々の再生支援に鋭意取り組んでおられる各組合の活動に対し、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

今年はおリンピックイヤー、宮城県においてもサッカー競技の一部試合が開催されることもあり、訪日外国人によるインバウンド需要も必然的に増えるものと思われれます。

宮城の良さを十分に感じていただくためには、利用者と密接に関わる私たち生衛業も更なる発展を遂げなければなりません。

当指導センター「相談指導事業」を始めとする各種事業により、生衛業における経営の健全化、衛生水準の確保・向上が図られますよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、本年も当指導センターへのご支援、ご協力をお願いいたしますとともに、皆様のご健勝、ご発展を祈念申し上げ新年のごあいさついたします。

## 新たな時代を迎えて



宮城県知事 村井嘉浩

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、組合員の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

また、令和元年台風第十九号の豪雨により、本県も河川の破堤や越水等により大きな被害を受けました。お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

さて、昨年は平成が幕を閉じ、令和の元号の下、新たな時代がスタートしました。全ての災害公営住宅が完成し、気仙沼大島大橋が開通するなど、東日本大震災からの復旧・復興については、住まいやインフラ面の整備が順調に進捗しています。また、次世代放射光施設の建設に向けた敷地造成の着手や、民営化から四年目を迎えた仙台空港の利用者が過去最高を更新するなど、「創造的な復興」の実現に向けた取組の成果が現れた一年でした。

今年、「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」の最終年となり、復興の総仕上げと復興期間後の取組を見据えた重要な年となります。「力強くきめ細かな震災復興」、「地域経済の更なる成長」、「安心していきいきと暮らせる宮城の実現」、「美しく安全なまちづくり」を政策推進の基本方向として、復旧・復興の完遂に向けた施策に最優先で取り組むとともに、富県宮城の更なる発展や教育・福祉の充実などに向けた取組を推進するほか、働き方改革や各分野における人材の育成・確保に取り組んでまいります。また、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げるSDGsの理念は、新時代の羅針盤になると考えられることから、策定を進めている次期総合計画において、この理念を反映させ、本県が抱える諸課題の解決や持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

開催まで一年を切った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、「ひとめぼれスタジアム宮城」がサッカー競技の会場となり、今秋には四大行幸啓の一つ「全国豊かな海づくり大会」が本県で初めて開催されるなど、今年は大きな行事が予定されています。宮城の復興の姿を広く発信するとともに、国内外から訪れる多くのお客様に、これまでの御支援に対する感謝を伝えたいと考えております。

震災から間もなく九年が経過いたします。組合員の皆様一人一人が「創造的な復興」を実感できるよう、新たな取組にも積極果敢にチャレンジしたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 未来を守り、賑わいあふれる都市へ



仙台市長 郡和子

令和二年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

まず、昨年の台風第十九号及び記録的な大雨により被害にあわれた方へ心よりお見舞い申し上げます。本市といたしましても、全市をあげて被災者の方々に対し様々な支援を実施しているところですが、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

さて、元号が平成から令和に替わり初めての年越しを迎え、組合員の皆様も新たな時代に入り新たな気持ちで新年を迎えられたことと思われれます。

日頃より皆様方の手により提供される衛生的で質の高いサービスや商品は、日常生活に密着した社会基盤として、私たちの暮らしに欠かせないものとなっております。また、公衆衛生の増進、国民生活の質の向上及び地域社会の発展に多大なる役割を果たしていただいておりますことに心から感謝申し上げます。

昨年の台風及び大雨による災害を含め、近年、日本各地で大きな自然災害が相次いでおり、防災・減災対策の重要性がより一層増してきております。本市におきましては、昨年、「世界防災フォーラム」、「仙台防災未来フォーラム」、「震災対策技術展」の防災に係る三つのイベントを同時開催し、防災に関する世界レベルの議論から、体験型プログラムで身近に防災について学べるイベントまで様々な防災情報を発信してまいりました。引き続き、東日本大震災からの復興の着実な推進とともに未来を守る、防災環境都市づくりを目指し、様々な防災・減災についての取り組みに注力してまいります。

そして本年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、宮城県内におきましてもサッカー競技の一部が行われます。競技期間中は国内だけでなく世界中から多くの方が本市を訪れるものと思われれます。本市を訪れた方が、また仙台に来たいと思っただけでなく、本市としてもしっかりと準備を進めてまいりますので、組合員の皆様におかれましても、快適で安全かつ衛生的なサービスや商品をご提供いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

結びに、宮城県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合の益々の発展と、組合員の皆様の本年のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

# 年頭のご挨拶



株式会社日本政策金融公庫仙台支店  
支店長兼国民生活第一事業統轄 吉池雅志

令和二年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年を顧みますと、八月の前線に伴う大雨や台風第十五号、そして台風第十九号などの自然災害が続く一年となりました。また、十月の消費税率引き上げに伴うキャッシュレス対応、ポイント還元制度など、生活衛生関係営業の皆さまにおかれましては、様々な対応を求められる一年でもありました。

宮城県内におきましても、台風第十九号をはじめ大雨の影響により被害を受けた皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。引き続き被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

新たな年は、東京2020オリンピック・パラリンピックがいよいよ開幕します。宮城県内においても男女サッカー競技が開催されるなど、訪日外国人旅行者の更なる増加が見込まれます。世界の方々が、宮城県を訪れ、あるいはメディアを通じて宮城県の魅力を感じることでしょう。「復興五輪」が、新たなビジネスチャンスにつながり、皆さまにとって飛躍の年となることを願うものであります。

これまで日本政策金融公庫におきましては、生活衛生関係営業の皆さまを支援すべく、振興事業貸付やインバウンド対応関連の貸付制度の実施のほか、自然災害で被災された方に対する災害貸付の実施などセーフティネット機能の発揮に取り組んでまいりました。

また、生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターと連携した「経営課題解決セミナー」の開催や、経営課題解決に向けた情報発信の充実にも取り組んでまいりました。

今後より多くの皆さまのお役に立てるよう、金融面での支援はもとより、融資をきっかけとした生活衛生同業組合への加入の働きかけや経営課題解決に向けた情報発信を行い、業界全体の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、地域に根付き、愛されてきたお店の継承が円滑になされ、末長く繁栄されますよう、後継者問題の取組みへの支援にも力を入れてまいります。

最後になりましたが、本年が皆さま方にとって実り多い素晴らしい年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

受賞(章)おめでとーございます

令和元年度

「生活衛生関係表彰受賞(章)者」

## 叙勲

(令和元年春)

令和元年五月二十一日発令



旭日双光章  
渡邊 昭様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

## 厚生労働大臣表彰

(令和元年十月二十五日 ホテルニューオータニ)



岡崎 隆志様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



大友 愛子様  
(宮城県社交飲食業生活衛生同業組合)



丹野 真博様  
(宮城県食肉生活衛生同業組合)

**(一社)全国生活衛生同業組合  
中央会理事長表彰**

(令和元年十月二十五日 ホテルニューオータニ)



三浦 義明 様  
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



高橋 清人 様  
(宮城県理容生活衛生同業組合)



渋谷 洋三郎 様  
(宮城県クリーニング生活衛生同業組合)

**文化の日 知事表彰**

(令和元年十一月八日 仙台国際センター大ホール)

岡崎 隆志 様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

小原 喜公夫 様

(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

入間川 壽男 様

(宮城県食肉生活衛生同業組合)

**宮城県知事表彰**

(令和元年十一月十二日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

庄子 勝久 様 (寿司商)

後藤 正義 様 (麺類飲食業)

相澤 邦彦 様 (中華飲食)

○優良施設

ヘアサロンひらの

平野 光雄 様

**公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター理事長表彰**

(令和元年十一月十二日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

荒砥 康則 様 (寿司商)

武田 信広 様 (麺類飲食業)

小嶋 恵子 様 (社交飲食業)

三輪 利佳 様 (社交飲食業)

○優良従業員

吉野 さかえ 様 (社交飲食業)

三塚 いずみ 様 (社交飲食業)

菅井 裕規 様 (理容)

佐々木 幸徳 様 (理容)

星 仁 様 (理容)

高瀬 聡 様 (美容業)

吉田 宏 様 (美容業)

及川 直子 様 (美容業)

梅原 敏 様 (ホテル旅館)

鈴木 敏夫 様 (クリーニング)

## 各組合から

### 沿岸部支部組織強化による 復興支援事業

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合

「光が多いところでは影も強くなる」。さて、わが国は世界的大イベントであるオリンピックを控え、五輪特需の波に乗り建築事業を中心として好景気の流れの中にある。テレビニュースではインバウンドの増加や受け入れ態勢の充実などの話題が増え、今最も光が多い時期を迎えている。

半世紀前の東京オリンピックは「戦後復興の象徴」、そして今回は「東日本大震災からの復興五輪」として「スポーツの力で被災地を元気にする」「復興に向かう姿を世界に発信する」ことを目的として誘致活動が展開されたが、開催が決定し、いざ準備を進めると被災地へ出向くことへの海外からの反対なども受け、東北で開催される競技も少なく「復興五輪」とは名ばかりとなっている。

五十年前の開催では東京都心が重点的に整備されたことで、地方との格差が拡大したと言われたが、今回も東京都心の再整備により一極集中が加速している。被災地においては、東京都心の建設ラッシュの影響により深刻な人材不足で建築費が高騰するなど、震災復興事業の進捗にその煽りを受けているような状態である。

わが国の社会問題として二〇二〇年には三、



四人に一人が六十五歳以上の超高齢社会の到来、人口減少、労働力人口の減少等問題が顕著化するとも言われている。令和元年十月には消費税増税が実施され、オリンピック開催前から消費意欲が下がることが予測されるなど、オリンピック開催に差した光の多さ以上の暗い影がわが国を待ち構えているのである。

我ら宮城県社交飲食業生活衛生同業組合では、迫り来る影に立ち向かうべく、沿岸部支部支援事業を実施してきたところであるが、導入された消費税は、社交飲食業界にとっても関

心は高く、二〇一八年度の事業では、特に軽減税率制度について取り上げ実施したところである。

事業承継や消費税増税等に付いては、各商工会や商工会議所等が勉強会の開催や情報発信などに取り組んでいるが、沿岸被災地域の商工会は復興で手一杯である。我々は、商工会や自治体に頼りきりではなく、自力で学んでいくことが重要であると強く認識したところである。

復興八年目、沿岸部は理想と現実の間にある。被災地に行け！組合員の話聞け！地域・コミュニティの再生はまだまだ遠いと実感することだろう。

我々は社交飲食業の力を信じている。人間の本能には憩いの場が不可欠である。賑わいが人の心に光を差す。暗い影の中に、震災復興を目指す沿岸部の街にせめて小さな光を灯し続けよう。それが我々のできる震災復興支援なのだ。

### 第十回全国麺業

#### 青年研修会・宮城大会を開催

宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合

令和元年九月十八日(水)に北は北海道から南は大阪まで十三の地区から約百余名の参加者のもと、仙台市パレスへいあんにおいて「災害への備えと準備」を大会テーマに第十回全国麺業青年研修会・宮城大会が開催されました。

大会は研修会と懇親会の二部構成で行われ、第一部の研修会では東日本大震災の経験を基

に、仙台市職員による「災害の教訓を日頃の備えに」と「防災環境都市・仙台」の二題の講演が行われました。

近年、地震だけではなく異常気象に伴う甚大な災害が日本各地で起こるなど、いつ自分が被災者になるかわからないこともあり、経験に基づいた両講演に全国から集まった参加者からは、日頃の準備で被害を最小限に抑えることができる、地元で何か実践できることはないかとの声が聞かれる講演会となりました。

第二部の懇親会は、仙台出身タレントのワッキー貝山氏の司会の下、田中日本麺業団体連合



会会長の祝辞、渡辺宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合理事長の乾杯の音頭でスタート。地元アイドルの「みちのく仙台OR☆姫隊」によるチャリティーライブのアトラクションが会場を盛り上げ、恒例の各地区の活動報告による情報交換や参加者同士の交流のほか、来年度開催予定地の福井県から「第十一回全国麺業青年研修会・福井大会」のPRが行われるなど、盛会裡に大会を終了することができました。

県麵では、この大会を機に改めて青年会の組織強化、拡充により麵のPRと組合の活性化に取り組んでいく。

- ①宮城の食材、特産品を活用した新メニューの創出
- ②組合店と麵のPR事業として、仮称「めんフェスティバル」等の実施計画
- ③組合員の増強と事業継承対策

## 台風十九号豪雨被害、皆様にお見舞い申し上げます。

十月十一日から十四日までの台風十九号等の豪雨被害を受けた皆様にお見舞い申し上げます。

生活衛生同業組合関係では、床上浸水七十八件、床下浸水三十六の計一四四件の被害が報告されています。

各生活衛生同業組合及び営業指導センターでは、この間の暴風雨及び豪雨により被害を受け

た生業者者に対して、株式会社日本政策金融公庫における災害融資特別措置等のお知らせや経営相談などにより経営再建の応援を行っております。



災害がれきの状況：丸森町役場前 2019.11.5 撮影

**台風十九号豪雨強風被害**  
**〈大雨特別警報・特定非常災害〉**  
 宮城県理容生活衛生同業組合

令和元年十月十二日から十三日にかけて東日本を縦断した台風十九号による猛烈な雨の影響で、宮城県各地で河川の堤防決壊等による浸水や土砂崩落等があり、甚大な被害の爪痕を残しました。当組合では、台風通過直後に各支部連絡所長へ被害状況の確認を取り、地域一帯の被



泥水が押し寄せた店内



1メートル以上泥水を被ったサインポール

害が甚大だった丸森地区を視察し、組合員の皆様へ水やタオルの差し入れを行いました。「水が出ないのが本当に困る」と言いながら汚泥が入った店舗の清掃は大変な状況で大変胸が痛みました。被災された皆様の一助とすべく当組合互助会より給付金とお見舞金をお渡しすることといたしました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早く日常を取り戻されますことを祈っております。また、協力会社であるタカラベルモント様には台風通過直後から被害に遭われた各組合員店舗を回っていただき、椅子の修理や仮椅子の手配な

ど奔走してくださいました。迅速な対応に感謝する声が事務所にも届いております。早々のご対応とご尽力に厚く御礼申し上げます。そして、全国各地の組合員さんからもご心配やお見舞いのお言葉をたくさんいただきました。大変心強く、あらためて理容業の絆を感じました。今後とも組合として被災された組合員の皆さまへ通常営業再開への支援をしていきたいと思っております。

## 台風十九号被災地支援

### 宮城県美容業生活衛生同業組合

この度の台風十九号被害に際し、被害に遭われた美容組合員の皆様、心より御見舞申し上げます。又、全美連始め各組合理事長より御見舞のお電話・ファックスを頂き心より感謝申し上げます。

組合員の被災状況は、二十六支部の内十五支部・五十六店舗が被災、一番ひどい被害は床上(店舗内)七十cm以上の浸水、広範囲で浸水被害のあった丸森支部の店舗は十月末まで断水が続きました。

組合では被災した会員店舗を支援するため、十月十五日に千葉副理事長・事務局が車に積めるだけ詰め込んだ支援物資を丸森支部へ届けています。

また、十月二十八日(月)には、今



野理事長他五名の役職員が丸森支部被災店舗の先生と直接お会いし、御見舞を申し上げます。

丸森町の被災地は3・11の東北大地震を彷彿する様相を呈しており、道路は液状化でガタガタになり、被災ごみの山ずみ状態が至る所で見られ、自衛隊実施の給水やお風呂を頂く状態が続いており、被災店舗も泥をかきだすのみの状況となっております。

そうした中でも、タカラベルモント様のご協力を頂き再建に向け動き出そうとしている店舗がある反面、いまだどの様に再建出来るか不安な状態の組合員も多く見られました。

組合ではネットによる支援の呼びかけや新聞への掲載、更に各支部への募金を開始、被災会員に少しでもお力になれるよう「チーム宮城」で今後も活動して行きますので、各関係皆様方の御支援御協力をお願いいたします。

## 指導センターから

当指導センターでは、次のような事業を実施しています。地域に密着する生衛業の活性化が、地方創生、地域の活性化に繋がるものと考え事業に取り組みますので、ご支援いただきますようお願いいたします。

### ① 相談指導事業

日常業務の中で、融資など各種相談に対応しているほか、経営指導員による地区巡回相談等を実施しています。また、経営特別相談員による経営改善資金融資に関する相談指導等を行っています。

### ② 情報化整備事業

生衛業関連情報をホームページに掲載し、生衛業者等に提供しています。各コーナーの充実と情報発信の強化を図っています。

### ③ 後継者育成支援事業

後継者不足に対応するため、行政や学校と連携し、生衛業者や生衛組合によるインターンシップの取組を支援しています。また、本事業の今後の取組の参考とするため、体験学習参加者を対象にアンケート調査を実施しています。

### ④ 健康・福祉対策推進事業

不特定多数の利用者が出入りする生衛業のお店が、感染症等による健康被害拡大の場とならないよう、「衛生講習会」を仙台市内で開催しました。

### ⑤ 消費者等コールセンター事業

平成三十年度中に県内の消費生活相談窓口寄せられた生衛業に係る苦情相談件数等を取りまとめ、各生衛組合、各消費生活相談窓口に情報提供しました。また、各消費生活相談窓口と連携し、消費者から寄せられた苦情等に適切に対応するとともに、苦情の低減のために消費生活相談員、消費者団体代表、関係行政機関、関係生衛組合代表等による意見交換会を開催しました。

### ⑥ 標準営業約款登録事業

消費者（利用者）の擁護の観点から厚生労働大臣認可の「Sマーク（安全・清潔・安心）」の登録の普及啓発に取り組んでいます。

### ⑦ クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修、業務従事者講習を実施しています。

### ⑧ 全国センター委託事業

景気動向アンケート調査について受託し実施しています。また、昨年度に引き続き、衛生水準の確保・向上事業にも取り組んでいます。さらに、厚生労働省が作成した「生産性向上ガイドライン・マニュアル」を活用し、地域生衛業者からの相談に応じ、当該ガイドライン・マニュアルの普及を図るとともに、当センターの経営指導機能の強化を図り、事業者の生産性向上に資する「個別相談会」及び「モデル事業」を実施しています。

### ⑨ 県の委託事業

（株）日本政策金融公庫の融資に係る知事の

推薦事務を県から受託し、推薦書を発行しています。

## 衛生水準の確保・向上事業について

「生活衛生同業組合活動推進月間」及び「衛生水準の確保・向上事業」は、関係行政機関等と連携して、生活衛生同業組合における組合活動の活性化や組織基盤の強化等に係る事業を実施することにより、生活衛生営業における効果的な衛生水準の確保に資することを目的に、平成二十六年から実施されております。

県内の生活衛生同業組合、宮城県、仙台市、日本政策金融公庫仙台支店及び当指導センターがメンバーとなった推進会議を令和元年九月三十日に開催しました。

この会議では、関係機関や関係団体が連携し、生活衛生同業組合の周知広報や組合加入促進のための取組みを重点的に展開することについて確認しました。

なお、二回目の推進会議は令和二年二月に開催する予定で、各行動計画に基づいて実施した事業について報告・評価をすることとしております。

― 組合の組織強化拡大と業界発展のため、

組合加入を呼びかけましょう ―

十二月は

「生活衛生同業組合活動推進月間」です



### クリーニング師研修・業務従事者講習について

クリーニング師研修・業務従事者講習は三年を一クールとして開催しており、令和元年度は第十一クールの初年度となります。

この研修・講習は、クリーニング業法により義務付けられている法定の研修・講習制度で、宮城県知事の指定を受けた(公財)全国生活衛生営業指導センターから受託し当センターが実施しております。

#### ● クリーニング師研修

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に、知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければなりません。また、その後は三年を超えない期間毎に研修を受けることが義務付けられています。

#### ● クリーニング業務従事者講習

営業者は、クリーニング所の開設後一年以内に、業務に従事する従事者の数に五分の一を乗じて得た数(一に満たない端数が生じたときは、その端数を一として計算する。)の者を選び、知事が指定したクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければなりません。また、その後三年を超えない期間毎に、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせることが義務付けされています。

受講者の推移

単位:人

| 種類            | 年度 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年  |
|---------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| クリーニング師研修     |    | 90  | 93  | 89  | 83  | 92  | 89  | 72  |
| クリーニング業務従事者講習 |    | 136 | 145 | 157 | 127 | 140 | 166 | 130 |

故防止を図り、クリーニング所及び取次店が安心できるサービスの提供を確保することにあります。

当指導センターではクリーニング所に従事するクリーニング師と従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図るため、令和二年度も知事の指定を受けて実施することとしています。対象者は必ず受講しましょう。



## 「衛生講習会」を開催いたしました

十月三十一日にホテル白萩において「衛生講習会」を開催いたしました。

毎年、冬期間に多く発生する感染症や年々多様化、複雑化する苦情相談など、生衛業界に対する消費者の関心は高くなっています。

今回、感染症や消費生活相談の専門家を講師に迎え、生衛業のお店での普段の衛生管理や苦情相談対応等に役立てていただくために実施しているものです。平成二十六年年度から始め今年で六回目の開催となります。

当日は、生衛業者の方々をはじめ二十四人の参加のもと、「生衛業者のための感染症予防対策」、「生衛業における苦情・相談対応」の二題の講演をいただきました。

感染症は、インフルエンザ、ノロウイルスなどの多発時期を迎えるにあたって、その原因から感染経路、予防法を詳細に解説していただきました。

特にノロウイルスでは、嘔吐物処理や衛生的な手洗い方法について具体的な説明があり、さらなる衛生対策の徹底が必要なることを痛感しました。

また、今回初めての試みとして、生衛業の苦情・相談の中でも近年増加傾向が見られる苦情

対応困難者（クレーマー）の聞き取りのポイントや対応策等について、詳しく説明していただきました。

「衛生講習会」は各生衛業者の皆さんがお客様から信頼していただくための取り組みの参考にと企画しましたが、参加した生衛業の皆さんの関心は高く、今後の営業に活かしていただけるものと考えております。



### 公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター役員

理事長 佐藤勘三郎（ホテル旅館・理事長）  
副理事長 上村 孝（社交飲食業・理事長）  
〃 大久保圭司（クリーニング・理事長）  
専務理事 山越 勝彦（指導センター）  
理事 深瀬 和夫（寿司商・理事長）  
〃 渡辺 征夫（麺類飲食業・理事長）  
〃 佐藤 豊（中華飲食・理事長）  
〃 遠藤 慎一（料理業・理事長）  
〃 熊谷 貞雄（喫茶飲食・理事長）  
〃 佐藤 俊昭（食肉・理事長）  
〃 阿部 忠（理容・理事長）  
〃 今野 仁（美容業・理事長）  
〃 加藤 慶藏（映画協会・理事長）  
〃 竹丸 登（麺類飲食業・常務理事）  
監事 鈴木 敏夫（クリーニング・理事）

### 公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター評議員

平塚 勝（寿司商・常任理事）  
大場 勝義（麺類飲食業・副理事長）  
小原喜公夫（中華飲食・副理事長）  
赤坂 裕子（社交飲食業・副理事長）  
岩渕弘一郎（料理業・副理事長）  
阿部 亨（喫茶飲食・理事）

## 標準営業約款制度

◎ 理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店及び一般飲食店の営業者は、「Sマーク」の登録をしましょう！



「Sマーク」は



厚生労働大臣認可



利用者に「安全、清潔、確かな技術」を約束するお店です。

成澤 征輝 (食肉・理事)  
 大山 伸人 (理容・副理事長)  
 熊谷 千代 (美容業・理事)  
 橋村小由美 (映画協会・副会長)  
 森谷 和之 (ホテル旅館・副理事長)  
 佐々木喜美夫 (クリーニング・副理事長)  
 伊藤 秀則 (中小企業診断士)  
 高橋 勝美 (NPO法人仙台・みやぎ消費者支援ネット・理事)

## お店をさらに元気に！

### 生産性向上マニュアル活用事業

今までのやり方をちょっと見直しなが、事業の生産性の底上げを図る事業です。まず、生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのマニュアルを活用ください。



ガイドライン

悩みや問題を整理するツール

問題を見える化でき取り組むべき課題がわかります。

マニュアル (基礎編)

生産性向上のツール

どの業種にも共通した課題と取組方法をイラストで分かりやすく解説

マニュアル (業種別編)

取組むためのヒント集

ヒントや取組事例をイラストで分かりやすく解説

ホームページよりダウンロードできます

厚生労働省のホームページより

政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 生活衛生 > 生活衛生対策  
 もしくは検索エンジンで「厚生労働省 生活衛生対策」で検索

2018 年2019 年度事業については...

生活衛生関係営業の生産性向上支援

ポータルサイト

<https://www.jmar-llg.jp/seiei/>

# 生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

## 1 各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
  - ・生命傷害共済制度
  - ・火災共済制度
  - ・自動車総合共済制度 など
- (注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

## 2 研修会、講習会 無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



## 3 いち早い情報の入手

HACCP や受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型インフルエンザなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>



## 4 生活衛生融資、有利な条件で利用できます

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度

<例 1>  
金利負担縮減



## 5 無料相談が受けられます

業種に応じた経営、法律、融資、税務、衛生に関する無料相談



## 6 各業の個別特典で経費節約・利益アップ!

- ・カラオケ著作権料 **20%** 割引
- ・クレジットカード手数料の **優遇**
- ・NHK 受信料の **大幅割引**
- ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、**大幅削減**

<例 2>  
経費節約

生衛組合に加入すると、  
日本政策金融公庫の  
「生活衛生融資」  
が有利な条件で利用できます

(令和元年6月末現在)

融資限度額が  
**大きい**

一般貸付の 7,200 万円  
に対し、組合員の場合  
は 1 億 5,000 万円

金利が  
**低い**

組合員は通常の金利と  
比べ最大 **1.2%** 低利  
1,000 万円 (10 年間)  
の融資で約 60 万円の差

ここが違う!  
**融資制度**  
(振興事業貸付)

返済期間が  
**長い**

一般貸付は 13 年以内  
組合員は 20 年以内

返済期間が長いと、  
毎月の負担が少なくなる  
だけでなく、計画的  
に借入ができます



小規模経営者には、  
**無担保・  
無保証人**  
の組合員に対する  
融資制度あり

設備資金と運転資金をあわせて  
2,000 万円、返済期間は設備  
10 年、運転 7 年

### カラオケ著作権料

毎月 20% の割引  
(年払いは 30%)。  
BGM も 20% 割引  
です。

※社交業や飲食関係の組合・旅館ホテル組合



### NHK 受信料

組合を通じてのお支払で大幅割引。大変  
お得です。

※全国旅館ホテル組合



### クレジットカード

組合加入で手数料  
率の優遇。その分  
経費節約ができます。

※各業の特性に応じて実施されており、  
取扱いのない組合もあります。



(注) 個別特典は、各業の特性に応じて  
実施されており、すべての業種・組  
合にあてはまるものではありません。

生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、  
生衛業の振興や地域を守るため活動しています

- ・交際費課税の損金算入制度の特例措置延長 (消費の拡大で経済活性化)
- ・消費税の軽減税率の対象範囲拡大等の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・受動喫煙防止対策の適用基準緩和の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・民泊の条例規制上乗せ等の要望活動実施により地域の生活環境と住民の安全安心を確保
- ・超高齢社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- ・大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- ・住民生活に不可欠な生衛業を地域に存続させるための後継者育成事業の実施 等

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。

# 令和元年台風第19号特別貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業・小規模事業者のみなさまを対象とした「令和元年台風第19号特別貸付」を取り扱っております。

## 令和元年台風第19号特別貸付 概要

|              | 直接被害者  | 間接被害者                              | その他被害者  |
|--------------|--|------------------------------------|---|
| ご利用いただける方    | 令和元年台風第19号による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和元年台風第19号により直接の被害を受けた方 | 左記の直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方 | 令和元年台風第19号に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれのある方であって、中長期的には業況の回復が見込まれる方 |
| 資金のお使いみち     | 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金 および運転資金   |                                    | 災害に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金<br>※生活衛生セーフティネット貸付は運転資金のみ                                |
| 融資限度額        | 各融資制度のご融資限度額に6,000万円を加えた額  |                                    | 別枠で4,800万円(セーフティネット貸付)<br>※生活衛生セーフティネット貸付は別枠で5,700万円                                    |
| ご返済期間<br>(注) | 設備資金：20年以内 [うち据置期間5年以内]<br>運転資金：15年以内 [うち据置期間5年以内]                           |                                    |   |
| 利率(年)<br>(注) | 各融資制度に定められた利率(災害)<br>ただし、被害証明書等の発行を受けた方は、基準利率(災害)から一定の利率低減が可能                | 各融資制度に定められた利率(災害)                  | 基準利率  |

(注) 適用する融資制度に定める融資条件が、本制度に掲げる条件より有利である場合は、当該融資条件を適用します。

※ 融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。

※ ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ [www.jfc.go.jp](http://www.jfc.go.jp) をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫  
国民生活事業

日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業  
仙台市青葉区中央1-6-35-9F  
022-222-5173

食品等事業者の皆様へ

# HACCP の導入が 制度化 されます!



## HACCP（ハサップ）って何？



食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のことで、HACCP7原則による衛生管理が求められます。

危害要因  
の分析

重要管理点  
の決定

管理基準  
の設定

モニタリング  
方法の設定

改善措置  
の決定

検証方法  
の決定

記録・保存  
方法の設定

## いつまでに導入しなければならないの？



平成30年6月13日に食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、2年以内に義務化されることが定められました。その後1年間の経過措置を経て、最終的には令和3年までに全ての食品等施設への導入が義務づけられました。

## 小さな事業所でもHACCP管理が必要な？



大規模な製造施設ではHACCPによる衛生管理が求められますが、①小規模事業者、②当該店舗での小売販売を目的とした製造、加工及び調理業者、③提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種、④一般衛生管理の対応で管理が可能な業種などは、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実践することになります。HACCPの導入に際しては、必ずしも施設（ハード）の改修を行う必要はなく、衛生管理の方法（ソフト）を見直すことから始めてみましょう！

## HACCPの考え方を取り入れた衛生管理はどうやるの？



衛生管理計画の策定→実行→記録の3ステップを実践してみましょう。厚生労働省のホームページに食品等事業者団体が作成した手引書が公開されているので、該当する手引書を参考にして計画を作ってみましょう。

このチラシに関するお問い合わせ  
宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課食品安全班

電話 022-211-2644  
メール eiseif@pref.miyagi.lg.jp

# インフルエンザを予防しましょう

例年、12月から3月がインフルエンザの流行シーズンです。1人1人がインフルエンザにかからないようにすること、また、かかってしまった時には、他の人にうつさないようにすることが大切です。

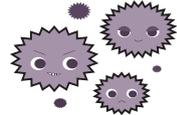
## インフルエンザの症状って？

- 38度以上の発熱、咳、のどの痛み等に加えて頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が現れます。
- 特に基礎疾患(持病)のある方や高齢者・乳幼児は重症化しやすいので注意が必要です。
- かかったら、水分をよくとり、戸外へ出るのを避け、しっかり休養しましょう。



## どうやって感染するの？

- 飛沫・接触感染の2種類があります。
- **飛沫感染とは？**  
感染した人の咳などの飛沫(しぶき)の中にあるウイルスを口や鼻から吸い込むことにより感染することです。
- **接触感染とは？**  
ウイルスが付着した手で鼻や口に触れることにより粘膜などを通じてウイルスが体内に入り感染することです。



## どうしたら感染がふせげるの？

### 予防のポイント

- まず、**手洗い**をしましょう。外から帰ったら、手洗いを心がけましょう。
- **うがい**をしましょう。
- **健康管理**に気をつけましょう。栄養と睡眠を十分にとり、体力や抵抗力を高めておくことも大切です。
- 室内では適度な湿度(50~60%)を保ちましょう。



## 咳エチケットを守りましょう

- 咳やくしゃみをする時には、ハンカチやティッシュなどで口と鼻を覆い、他人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- 使用したティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てて手を洗いましょう。
- 咳をしている場合は、周りの方へうつさないために、**マスクを着用**しましょう。
- 咳をしている人に**マスクの着用をお願い**しましょう。



出典：東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野，感染症診療地域連携講座

## 仙台市からのお知らせ

## 多様な入浴ニーズにご理解を

### オストメイト



- ストーマ(人工肛門、人工膀胱)をつけた方をオストメイトといいます。
- 正しく装着すれば、衛生上の問題はありません。

### 入浴着



- 乳がん等の手術痕をカバーして入浴するための専用肌着があります。
- 入浴直前に着用し、よく洗い流す等、清潔な状態で使用すれば衛生上問題ありません。

### 外国人タトゥー



- 宗教、文化、ファッション等の理由により入れ墨をしている場合があります。
- 衛生上の支障が生じるものではありません。

仙台市

## 宮城県には、次の12業種の生活衛生同業組合があります。

|                   |  |                                      |
|-------------------|--|--------------------------------------|
| 宮城県寿司商生活衛生同業組合    | 〒980-0811<br>仙台市青葉区一番町1-8-17<br>(宮城県たばこ販売協同組合2F) | TEL 022-265-3814<br>FAX 022-265-3815 |
| 宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合  | 〒984-0816<br>仙台市若林区河原町1-5-11<br>川村ハイツ308         | TEL・FAX<br>022-265-6526              |
| 宮城県中華飲食生活衛生同業組合   | 〒985-0841<br>多賀城市鶴ヶ谷1-4-1                        | TEL 022-355-5127<br>FAX 022-355-5128 |
| 宮城県社交飲食業生活衛生同業組合  | 〒980-0803<br>仙台市青葉区国分町1-8-14<br>(仙台協立第2ビル7F)     | TEL 022-265-8121<br>FAX 022-268-6313 |
| 宮城県料理業生活衛生同業組合    | 〒980-0811<br>仙台市青葉区一番町3-9-5<br>(割烹蒲焼 大観楼内)       | TEL 022-221-7575                     |
| 宮城県喫茶飲食生活衛生同業組合   | 〒987-0511<br>登米市迫町佐沼中江3-7-8<br>(withビル2F)        | TEL 0220-23-7805                     |
| 宮城県食肉生活衛生同業組合     | 〒985-0841<br>多賀城市鶴ヶ谷1-4-1                        | TEL 022-355-6646<br>FAX 022-355-6657 |
| 宮城県理容生活衛生同業組合     | 〒981-3112<br>仙台市泉区八乙女3-9-1                       | TEL 022-374-4333<br>FAX 022-375-3436 |
| 宮城県美容業生活衛生同業組合    | 〒980-0811<br>仙台市青葉区一番町2-5-22<br>(GC青葉通りプラザ5F)    | TEL 022-223-2821<br>FAX 022-223-2822 |
| 生活衛生同業組合宮城県映画協会   | 〒980-0811<br>仙台市青葉区一番町2-5-5<br>(一番町中央ビル3F)       | TEL・FAX<br>022-263-0716              |
| 宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合  | 〒984-0051<br>仙台市若林区新寺2-1-1-901                   | TEL 022-298-8933<br>FAX 022-256-8933 |
| 宮城県クリーニング生活衛生同業組合 | 〒985-0841<br>多賀城市鶴ヶ谷1-4-1                        | TEL 022-361-0163<br>FAX 022-361-0165 |

生活衛生同業組合は業界を代表する組織ですので、組合員は各種の支援をより多く受けることができます。

**詳しい内容は、各生活衛生同業組合へお問い合わせください。**

### お問い合わせ

#### 公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉五丁目1-12  
後藤コーポ107号  
TEL022-343-8763 FAX022-343-8764  
ホームページ <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

